

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年8月31日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900236 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000022 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、15 万円から 30 万円とする。

平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 17 年 10 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 10 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額については、30 万円から 53 万円とする。

平成 17 年 10 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（第 1 結論 1 の訂正後の標準報酬月額（30 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

請求期間において、A 社の給与明細書が毎月 2 部になっており、38 万円の給与分が厚生年金保険の標準報酬月額の記録から漏れているので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者が提出した給与明細書及び B 銀行が提出した預金異動明細表並びに C 市が提出した所得（課税）証明書（以下「給与明細書等」という。）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（15 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 17 年 10 月から平成 19 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 17 年 10 月から平成 18 年 8 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は 53 万円であることから、平成 17 年 10 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額については、30 万円を 53 万円とすることが必要である。

なお、平成 17 年 10 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（第 1 結論 1 の訂正後の標準報酬月額（30 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900279 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000023 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年9月から平成16年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年9月から平成16年3月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成13年9月から平成16年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年9月から平成16年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成14年5月、平成14年10月から平成15年1月まで及び平成15年8月から同年10月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年5月、平成14年10月から平成15年1月まで及び平成15年8月から同年10月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成14年5月、平成14年10月から平成15年1月まで及び平成15年8月から同年10月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成13年9月から平成14年4月まで	28万円	36万円	—
平成14年5月	28万円	34万円	36万円
平成14年6月から同年9月まで	28万円	36万円	—
平成14年10月から平成15年1月まで	28万円	36万円	41万円
平成15年2月から同年7月まで	28万円	36万円	—
平成15年8月	28万円	34万円	36万円
平成15年9月及び同年10月	28万円	34万円	38万円
平成15年11月から平成16年3月まで	28万円	32万円	—

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年9月1日から平成16年4月1日まで

年金記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と実際に給与から控除されている厚生年金保険料額が相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）について、請求者が提出した給与明細書及びB銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額について、前述の給与明細書及び預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成13年9月から平成14年4月まで	28万円	36万円	—
平成14年5月	28万円	34万円	36万円
平成14年6月から同年9月まで	28万円	36万円	—
平成14年10月から平成15年1月まで	28万円	36万円	41万円
平成15年2月から同年7月まで	28万円	36万円	—
平成15年8月	28万円	34万円	36万円
平成15年9月及び同年10月	28万円	34万円	38万円
平成15年11月から平成16年3月まで	28万円	32万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年9月から平成16年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成13年9月から平成16年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成14年5月、平成14年10月から平成15年1月までの期間及び平成15年8月から同年10月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。